

○環境省告示第六十五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条の二第一項の規定に基づき、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成七年十月環境庁告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣 細野 豪志

別表ガソリンの項中「一・三質量パーセント以下」の下に「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンにあつては、一・三質量パーセントを超え三・七質量パーセント以下）」を加える。

附 則

この告示は平成二十四年四月一日から施行する。

○ 自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成七年環境庁告示第六十四号）（傍線部分は改正部分）

改正案

大気汚染防止法第十九条の二第一項の自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度は、別表の上欄に掲げる自動車の燃料の種類及び同表の中欄に掲げる燃料の性状又は燃料に含まれる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表

自動車の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと。
	硫黄	〇・〇〇一質量パーセント以下
	ベンゼン	一体積パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル	七体積パーセント以下
酸素分		一・三質量パーセント

現行

大気汚染防止法第十九条の二第一項の自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度は、別表の上欄に掲げる自動車の燃料の種類及び同表の中欄に掲げる燃料の性状又は燃料に含まれる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表

自動車の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと。
	硫黄	〇・〇〇五質量パーセント以下
	ベンゼン	一体積パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル	七体積パーセント以下
酸素分		一・三質量パーセント

備考	軽油		
	セタン指数	硫黄	以下（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンにあつては、一・三質量パーセントを超え三・七質量パーセント以下）
	九十パーセント留出温度	〇・〇〇一質量パーセント以下	
	撰氏三百六十度以下	四十五以上	

一 「検出されないこと」とは、日本工業規格K二二五五の四又は五に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分下限以下であることをいう。

二 「酸素分」とは、日本工業規格K二五三六号の二、四又は六に定める

備考	軽油		
	セタン指数	硫黄	以下
	九十パーセント留出温度	〇・〇〇五質量パーセント以下	
	撰氏三百六十度以下	四十五以上	

一 「検出されないこと」とは、日本工業規格K二二五五の四又は五に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分下限以下であることをいう。

二 「酸素分」とは、日本工業規格K二五三六号の二、四又は六に定める

方法により測定した場合における数値とする。

三 「セタン指数」とは、日本工業規格K22280に定める方法で算出した軽油の性状をいう。

四 「九十パーセント流出温度」とは、日本工業規格K2254に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

方法により測定した場合における数値とする。

三 「セタン指数」とは、日本工業規格K22280に定める方法で算出した軽油の性状をいう。

四 「九十パーセント流出温度」とは、日本工業規格K2254に定める方法で測定した軽油の性状をいう。